

11 下水道施設によるし尿等の処理について

【国土交通省】

《提案・要望事項》

下水道事業の範囲を拡大し、し尿等の受入施設を下水道施設として位置付けるとともに、社会資本整備交付金の対象とすること。

《提案・要望の考え方》

下水道施設でし尿等を受け入れ処理することが、し尿処理施設で処理するよりも総合的に判断して有利な場合、し尿等の受入施設を下水道施設として位置付け、社会資本整備交付金の対象とする。

【現況、課題等】

(現況)

人口減少を踏まえた地域社会の維持に向け、既存施設の有効活用やし尿処理の合理化を図るため、以下の理由から、下水道施設でし尿等を受け入れ処理することが効果的である。

- ・下水道の普及と人口減少の進行により、し尿や浄化槽汚泥の発生量が減少している。
- ・一方、既存のし尿処理施設の老朽化が進み、その改築の必要性が高まってきている。
- ・こうした中、市町村ではし尿を下水道施設で処理するため、既存の下水道施設にし尿等の投入施設を設置する動きがある。

(課題)

し尿や浄化槽汚泥を処理するための投入施設を設置しようとする場合、現行制度では、当該投入施設が下水道施設に含まれないことから、

- ・国庫補助対象外であり、自主財源で設置せざるを得ない。
- ・施設を下水道終末処理場内に設置する場合は、終末処理場設置のために交付を受けた補助金の目的外の行為となるため、国土交通大臣の目的外使用承認(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条)を受ける必要がある。

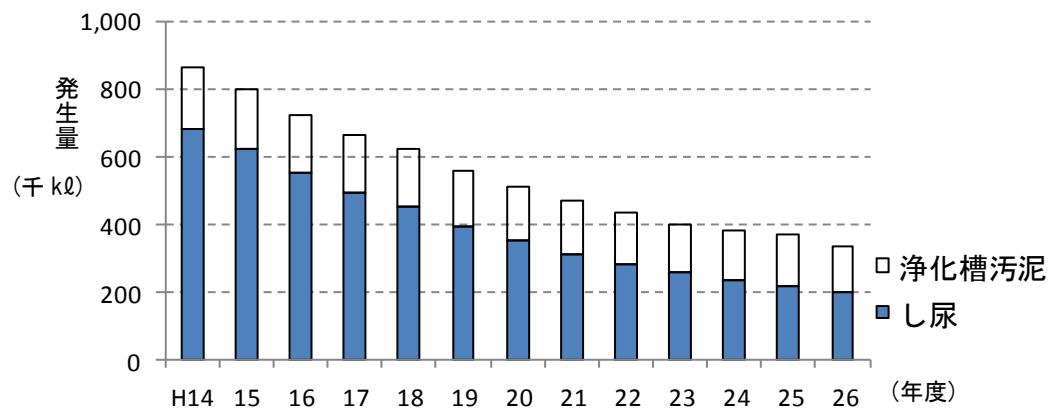
【長野県内の取組】

塩尻市、諏訪市 茅野市衛生施設組合、須高行政事務組合（須坂市他3市町村）では、独自財源によりし尿処理施設を改造するなどして下水管へし尿等を投入し、下水道終末処理場でし尿等の処理を行っている。

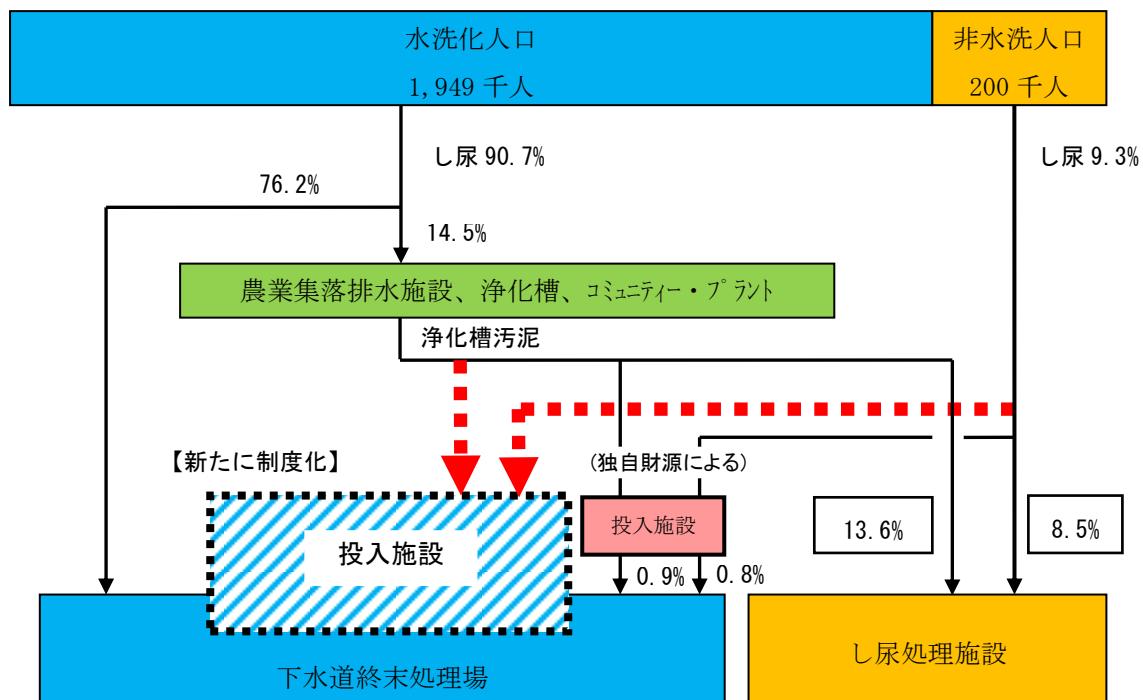
また、県内のし尿処理施設(23施設)のうち9施設において、下水道施設によるし尿等の処理が検討されており、このうち、上田地域広域連合では、上田市と長和町等がそれぞれ下水道施設でし尿等を処理することを計画している。

【参考】

1 し尿・浄化槽汚泥の発生量の推移



2 し尿の排出及び処理の状況（長野県、H26 年度）



3 下水道施設によるし尿等の処理のメリット

- ・し尿処理施設更新経費の削減
- ・し尿等の処理コストの削減
- ・生活排水処理を一元化することによる行政コストの縮減
- ・人口減少による下水道の余裕処理能力の有効利用
- ・料金収入増による下水道事業の経営安定化